

**【I】KMMF スカラシップ奨学生（以下奨学生）とは**

奨学生とは、KMMF より以下の要件を全て備えていると認定された者をいいます。

**(1) 国籍**

・アジア/アフリカ/ラテンアメリカ諸国（地域）からの留学生

**(2) 大学院への入学時期及び大学院における研究期間**

①秋季に大学院の正規学生となる予定の者

②2年間で同課程を修了できる見込のある者

**(3) 対象大学（以下の10大学+1大学（調整中））**

北海道大学・東北大学・筑波大学・国際大学・東京大学・京都大学

同志社大学・大阪大学・奈良先端科学技術大学院大学・九州大学

**(4) 所属**

企業や各種団体から給料や報酬を得ない者

また、他の奨学金との併給は受けられません

**(5) 目的意識**

優れたリーダーシップを発揮し、世界の発展に貢献し、日本との相互理解、

友好親善、自然と人間との共生を促進する熱意を有する者

**(6) 語学**

日本の大学院における研究・勉学に必要な語学力を有する者。日本語力に

ついては生活に必要な能力を有する事が望ましいが、必須ではない。

**(7) 健康**

心身ともに健康で、旺盛な勉学意欲を有する者

**【II】KMMF スカラシップの内容**

KMMF は、次の奨学金を支給します。

3ヶ月毎の奨学金（以下「奨学金」といいます）の支給期間は正規課程を修了するのに必要とされる標準修学年限（最長2年間）とします。

但し、標準修学年限内に大学院修士課程を修了した場合は、それに応じて支給期間も短縮されるものとします。

奨学金 : 12万円/月

入学金助成金 : 実額（但し、30万円まで）

授業料等助成金 : 実額（但し、年間で60万円まで）

渡航費 ; 本奨学金の開始に向けて初めて来日する場合に限りエコノミーでの往復運賃程度を支給（金額は別途規定）

**(注意事項)**

- 奨学金、入学金助成金及び授業料助成金の額は共に、予告なく変更することがあります。

### 【III】奨学金支給方法

#### (1) 口座の開設

奨学金を受給するにあたり、個人の銀行口座が必要です。各大学の留学生課等の指示で口座を開設し KMMF に連絡して下さい。Form1「銀行口座届出書」

#### (2) 奨学金

奨学金は次の方法で支給されます。

①3ヶ月に一度(9月15日、12月15日、3月15日、6月15日)個人の銀行口座に振り込まれます。振込み日が土曜日/日曜日/祝日の場合はその翌日に次の3ヶ月分の奨学金が振込まれます。(来日した年度は9月15日の支給に間に合いませんので、銀行口座の連絡が届いた次の月の15日に支給します。(銀行口座の連絡が毎月の15日を過ぎると翌翌月の支給になります。)

②振込みがあった月の月末(土曜日/日曜日/祝日の場合はその翌日)までに KMMF に E-mail にて奨学金の受領を連絡してください。また同時に Form-2「近況報告」も提出してください。奨学金受領の連絡および近況報告が無い場合、次回の奨学金を支給しないことがあります。

#### (3) 入学金助成金および授業料等助成金

入学金助成金および授業料等助成金は次の方法で支給されます。

①奨学生が、在籍する大学に入学金および授業料を支払い、大学の領収書(原本)を KMMF に郵送にて提出。

②KMMF は、該当月15日(土曜日/日曜日/祝日の場合はその翌日)までに受領した領収書については次月の15日に、該当月16日以降に受領した領収書については翌翌月の15日に、入学金助成金および授業料等助成金を支給します。

(来日当初の学費支払いが困難な場合は KMMF に相談してください)

### 【IV】遵守すべき事項

以下に定める事項をよく理解した上で、これらを誠実に遵守しなければなりません。

#### (1) 大学院修士課程修了

奨学生は、対象大学の大学院正規学生となり、2年以内に同課程を修了する必要があります。

#### (2) 日本語習得

日本人や日本社会と積極的に交流するため、奨学生は出来るだけ日本語を習得することに努める必要があります。

#### (3) 公式行事への参加

KMMF の公式行事に必ず出席してください。どうしても出席できない場合は事前に Form-4「KMMF 公式行事 不参加願い」を KMMF に提出し許可を得てください。

#### (4) 日本出国の連絡

- ・指導教授の許可を得た上で、KMMF に「Form8 日本出国の連絡」を提出
- ・出国の1週間前までに KMMF の事前許可を得る
- ・事前許可を得ずに出国することは認められません。繰り返される場合は資格剥奪
- ・日本に帰国後3日以内に、実際の帰国日を記入し、KMMF に提出

#### (5) 日本不在日数の取り扱い

日本不在の累計日数（出国日・帰国日を含む）は、毎年（10月1日～翌年9月30日）の単位でカウントし、残日数を翌年に繰り越すことはできません。1年間の日本不在の累計日数と超えた場合の罰則規定は下記の通り。

##### a. 帰省、旅行など私的な理由で日本を出国する場合：30日

- ・累計日数が規定日数を超えた場合、奨学金受給資格は取り消し
- ・奨学生本人が結婚する時や二親等以内の親族が死亡した場合は、最長7日間を不在日数から除外

##### b. 学会参加または学術調査のために日本を出国する場合：30日

- ・参加する学会が発行する資料、または学術調査の目的・スケジュール等の詳細が分かる資料を Form-8 といっしょに提出。
- ・累計30日を超えた場合、1日当たり4千円が奨学金から減額されます。
- ・学会、及び学術調査の期間中であっても、私的な目的のために費やしているときみなされる日数はaの日数としてカウント。

#### (注意事項)

出入国状況を確認するため、研修会等でパスポートの提示を求めます。

#### (6) コミュニケーション

##### ①奨学金/入学金助成金/授業料助成金の受領確認および近況報告

受領確認および Form-2 「近況報告」 は、支給月の月末（土曜日/日曜日/祝日の場合はその翌日）までに提出してください。

#### (7) 日常連絡

日常連絡を適切かつ確実に、KMMF からの問合せには、速やかに回答してください。特に返信期日に関する指定のないものは、必ず2日（土曜日/日曜日/祝日は含まない）以内に KMMF に回答してください。

#### (8) 個人情報変更の連絡

KMMF に提出した書類の記載事項に変更が生じた場合は Form-6 「個人情報変更届け」 に記入して、速やかに変更内容を連絡してください。

- ・現住所及び連絡先の変更（電話、メールアドレス等）
- ・通学状況の変更（研究室や指導教官の変更、休学、退学等）
- ・その他重大な事柄（病気、入院等）

※なお、病気や退学などにより、奨学金を辞退する場合は、事前に KMMF に相談の上、Form-3 「奨学金辞退願い」 を提出し、KMMF の許可を得てください。

#### (9) 就労の禁止

本奨学金は外国人留学生が日本の大学において研究活動に集中出来る様に資金的な支援をするものです。したがって奨学金受給中は TA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）以外の就労をしてはいけません。

（詳細については必要に応じて KMMF にご相談下さい。）

#### (10) その他

本奨学金は奨学生の日本の大学院修士課程での勉学・研究を支援する目的で支給するものですので、この目的からはずれた使用をしないでください。

KMMF 創設の趣旨に鑑み、品行方正な行動を心がけ、学業に専念してください。

## 【V】奨学金支給の減額、一時停止または受給資格の取消

奨学生が次に掲げる状況に該当すると KMMF が認めた場合、Form-7「奨学金支給停止/減額通知」により、奨学金支給を一時停止するまたは奨学金受給の資格を取り消すことがあります。また、既に支給した奨学金に加え、入学金助成金と授業料助成金の全額または一部の返還を請求することもあります。

- (1) KMMF 規程にある「【IV】奨学生の遵守すべき事項」を遵守しなかった場合またはその恐れがある場合
- (2) KMMF に提出した書類（応募書類を含む）に虚偽の内容があった場合
- (3) 提出済みの誓約書に違反した場合
- (4) 合理的理由なく、KMMF の指示に従わなかった場合
- (5) その他、奨学生として相応しくない行為、事由があった場合

### (注意事項)

一時停止期間中の奨学金については、その後の補填はありません。また、支給停止期間も支給期間とみなし、支給期間の延長はありません。

## 【VI】主要行事および重要報告事項

下記の行事などが予定されています。正式な日程は個別に事前連絡しますので、指示に従い必ず参加・報告してください。(行事内容ならびにスケジュールは変更の可能性があります)

### ●修士課程1年

- 10月～11月 第一回の奨学金支給
- 11月～12月 一泊二日の理念研修会（関西）
- 12月15日 第二回の奨学金支給
- 3月～4月 エリアミーティング
- 3月15日 第三回の奨学金支給
- 6月15日 第四回の奨学金支給
- 9月15日 第五回の奨学金支給
- 9月末まで 研究成果報告書

### ●修士課程2年

- 11月～12月 一泊二日の理念研修会（関西）
- 12月15日 第六回の奨学金支給
- 3月～4月 エリアミーティング
- 3月15日 第七回の奨学金支給
- 6月頃 卒業文集の原稿提出
- 6月15日 第八回の奨学金支給
- 9月中旬 終了式（大阪開催）

## 【Ⅶ】 その他

### ■ 問い合わせ先■

公益財団法人 松下幸之助記念財団

住所 : 〒571-8501 大阪府門真市大字門真1006

TEL : 06-6908-4488

FAX : 06-6908-5817

E-mail : [grants@gg.jp.panasonic.com](mailto:grants@gg.jp.panasonic.com)

ホームページ : <http://matsushita-konosuke-zaidan.or.jp/>

<添付>各種提出フォーム

No. フォーマット名

Form-1 「銀行口座届出書」 、 Form-2 「近況報告」

Form-3 「奨学金辞退願い」 、 Form-4 「KMMF 公式行事不参加願い」

Form-5 「研究成果報告書」 、 Form-6 「個人情報変更届け」

Form-7 「奨学金支給停止/減額通知」、Form-8 「日本出国の連絡」